土木事業委託積算基準の 改定・追加・訂正

適用年月日（令和５年（2023年）６月５日以降積算基準日適用）

区　分	ページ	改　　定	現　　行	備　考
調査設計編 〔９〕 現場技術業務積算基準 １．総則 １－４ 変更の取扱い	計現技-３	１－４　変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、次の式により算出する。 新業務委託価格（落札率を乗じた額）＝ 新業務価格 × 現業務委託価格／現業務価格 新業務委託料 ＝ 新業務委託価格（落札率を乗じた額） × （１＋消費税率） （注）１．新業務価格は，当初設計と同一方法により積算する。 ２．現業務委託価格・現業務価格は、消費税相当額を除いた額とする。 イ　直接人件費 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。 ロ　直接経費 （イ）事務用品費 事務用品費は、業務内容や使用する機器類の使用期間の変更に伴い変更を行う。 （ロ）業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、設計補助業務及び現場補助業務等に業務用自動車を使用する場合において、工事履行箇所の増減、日数等の変更があった場合に変更を行うものとする。 （ハ）旅費交通費 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。	１－４　変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、次の式により算出する。 新業務委託価格（落札率を乗じた額）＝ 新業務価格 × 現業務委託価格／現業務価格 新業務委託料 ＝ 新業務委託価格（落札率を乗じた額） × （１＋消費税率） （注）１．新業務価格は，当初設計と同一方法により積算する。 ２．現業務委託価格・現業務価格は、消費税相当額を除いた額とする。 イ　直接人件費 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。 ロ　直接経費 （イ）業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、設計補助業務及び現場補助業務等に業務用自動車を使用する場合において、工事履行箇所の増減、日数等の変更があった場合に変更を行うものとする。 （ロ）旅費交通費 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。	用務のにてを加変事品更つ記追 い述
調査設計編 〔９〕 現場技術業務積算基準 ２．現場技術業務積算基準 ２－４ 留意事項 ７民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用する場合において	計現技-６ 計現技-７	７．民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用する場合において 在庁型の業務であって、受託者に民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用した業務を行わせる場合にあっては、直接経費の事務用品費としてフレッツVPNの接続に要する以下の費用を積算計上すること。 （初期費用・無線） ・モバイル接続サービス基本工事費 ・モバイル接続サービス交換機等初期工事費 ・モバイル回線設定登録費 ・IIJモバイルサービス登録手数料 （月額費用・無線） ・モバイル接続サービス ・IIJモバイルサービス定額プラン料 ・IIJモバイルサービス端末レンタル料 （その他費用・無線） ・IIJモバイルサービス最低利用期間内解除調定金（利用期間が２年未満） ・積算システム登録・運用費	フレッツVPNの接続に要する費用を記述 にてを加 用い述 つ記追	接 レ ッ

ｄ　電算機使用経費

電算機リース料等、必要に応じて計上するものとする。

※ａ～ｄのほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。

（ハ）その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。

（その他原価）＝（直接人件費）×α／（１－α）

ただし、αは業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、２５％とする。

（ニ）一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定して得た額とする。

（一般管理費等）＝（業務原価）×β／（１－β）

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、３５％とする。

（ホ）消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

１－４　変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、次の式により算出する。

$$\text{新業務委託価格（落札率を乗じた額）} = \text{新業務価格} \times \frac{\text{現業務委託価格}}{\text{現業務価格}}$$

$$\text{新業務委託料} = \text{新業務委託価格（落札率を乗じた額）} \times (1 + \text{消費税率})$$

（注）１．新業務価格は，当初設計と同一方法により積算する。

２．現業務委託価格・現業務価格は、消費税相当額を除いた額とする。

イ　直接人件費

直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

ロ　直接経費

（イ）事務用品費

事務用品費は、業務内容や使用する機器類の使用期間の変更に伴い変更を行う。

（ロ）業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金

業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、設計補助業務及び現場補助業務等に業務用自動車を使用する場合において、工事履行箇所の増減、日数等の変更があった場合に変更を行うものとする。

（ハ）旅費交通費

旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

ハ　その他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行う。

片　道　距　離	摘　要
１００ｋｍ以上	特急料
５０ｋｍ以上	急行料

注）ＪＲのない場合は、既存の公共交通機関により積算すること。

②宿舎から業務場所までの通勤費は計上しないものとする。
③業務場所から工事履行場所等までの往復は業務用自動車により行うものとし、４（１）による。
④旅行雑費、宿泊雑費及び宿泊料は、設定した乗り込み日から起算して滞在日数分計上すること。
⑤普通旅費による基準日額は計上しない。

（２）管理技術者が業務場所へ出向くのに必要な旅費交通費の計上対象工種は、「打合せ」（２回/月を標準）のみとする。
（３）管理技術者の出発基地から業務場所までの打合せ日数、旅費交通費は下記による。
・打合せ日数　０．６日／回（片道所要１時間程度の移動時間を含む）
・旅費交通費　土木事業委託積算基準　総則　〔２〕積算基準　１－５　設計（打合せ）協議に伴う旅費交通費を準用するものとする。
（４）業務打合せの回数を特記仕様書に明示するものとする。

４．業務用自動車損料、運転費等

（１）業務に必要な自動車は、次の①～③により積算する。
①土木事業委託積算基準　総則〔２〕積算基準　１－３－３ライトバン運転費を準用するものとする。
②運転労務費は、担当技術者が直接運転するものとして計上しない。
③運転対象日数は、必要日数を計上するものとする。
なお、業務内容に応じて自動車使用日数を設定できることとし、その場合は日数を公示し業務内容の変更に伴い変更できることとする。

５．担当技術者の旅費交通費の起算点について

担当技術者の旅費交通費の起算点については、現場技術業務積算基準１．総則　１－３業務委託費の積算　ロ各構成費目の算定　（ロ）直接経費　ｂ旅費交通費等の「出発基地」とする。

６．旅費交通費の基準日額について

旅費交通費の基準日額は、直接人件費として、「その他原価」算出の対象とする

７．民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用する場合において

在庁型の業務であって、受託者に民間用北海道土木工事設計積算電算システムを使用した業務を行わせる場合にあっては、直接経費の事務用品費としてフレッツVPNの接続に要する以下の費用を積算計上すること。

（初期費用・無線）
・モバイル接続サービス基本工事費
・モバイル接続サービス交換機等初期工事費
・モバイル回線設定登録費
・IIJモバイルサービス登録手数料

（月額費用・無線）
・モバイル接続サービス
・IIJモバイルサービス定額プラン料
・IIJモバイルサービス端末レンタル料

（その他費用・無線）

・IIJモバイルサービス最低利用期間内解除調定金（利用期間が２年未満）

・積算システム登録・運用費